

親子で考えてみませんか。水・自然・暮らしの明日。

行動計画とは

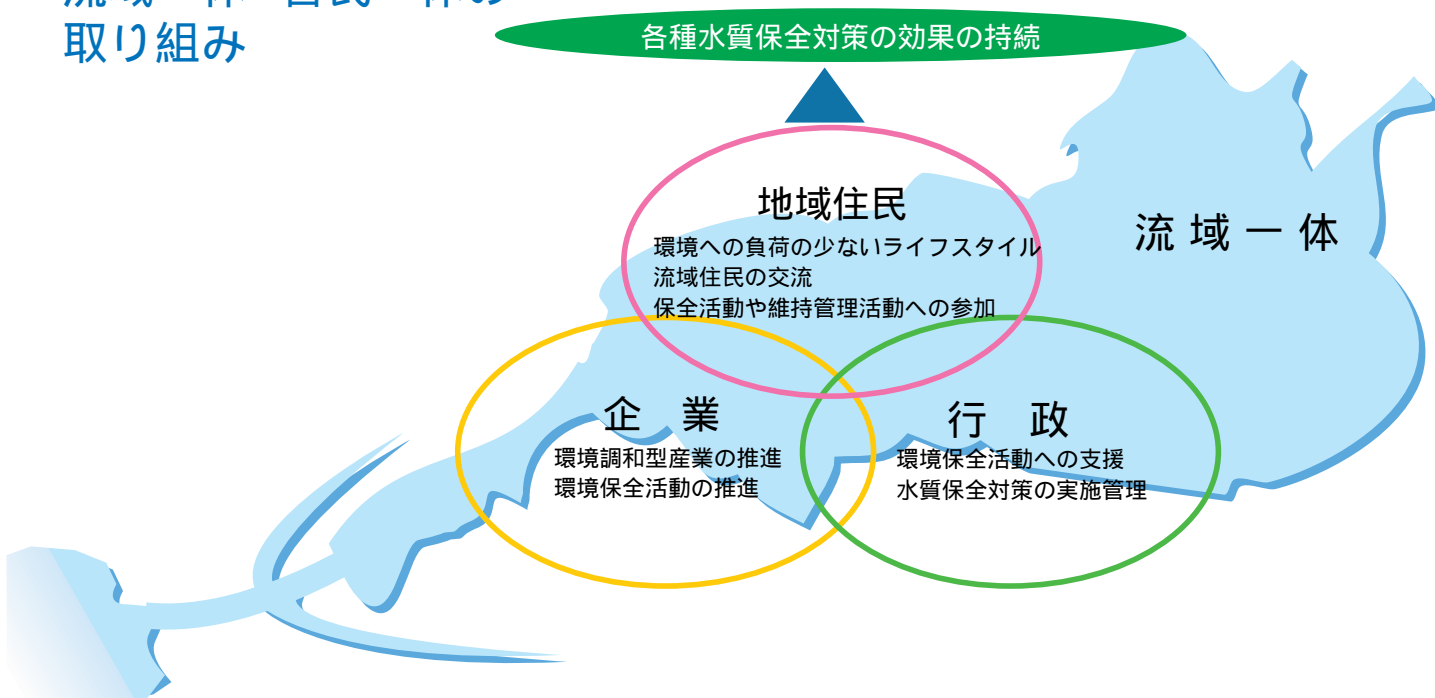
平成9年10月に策定された琵琶湖水質保全対策行動計画は、農林水産省、建設省、滋賀県、関係市町、地域の方たちが協力しあって、水質改善はもちろん、環境対策にもとりくむものです。

行動計画では、アオコが発生しやすく、南湖の水質改善のために影響の大きい南湖東岸の3つの地域(赤野井湾・浮舟・中間水路)で、平成18年までの10年間に、琵琶湖に流れこむ汚れの量をアオコやカビの臭いの発生がなかった昭和40年ごろの量にまで減らすことを目標にしています。

具体的には、生活排水対策の集中的な取り組みをはじめ、市街地排水浄化対策事業、農業排水の汚れを少なくするための水質保全対策事業、河川浄化事業などを行っていきます。また、こうした水をきれいにする取り組みについて、琵琶湖・淀川流域のみなさんに広く知っていただくことを通して、行動計画の推進に多くの方の理解と協力をお願いしています。

子どもたちに美しい琵琶湖を引き継いでいくには、行政による事業推進だけでなく、流域の住民一人一人が水・自然・暮らしを守る行動が大切なのではないのでしょうか。

流域一体・官民一体の 取り組み



行動計画について詳しく書かれたパンフレットをご希望の方は
琵琶湖水質保全対策行動計画推進協議会
事務局 / 滋賀県琵琶湖環境部水政課内
TEL.077-528-3352